

実施要項(案)のチェックリスト(案)

事業:

主管課長:

行政機関:

電話番号:

担当部局:

メールアドレス:

項 目	○×	基本方針	指針
主管課長は、実施要項(案)の内容を確認した上で、実施府省等内の会計課、総務課、文書課、政策評価部局等の審査を受けたことを確認したか 審査済部局名: <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 30px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></div> 課 課 課			
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について (法第9条第2項第1号, 第14条第2項第1号)			
(1) 対象公共サービスの詳細な内容			
① 業務の対象範囲が基本方針(別表)の内容に沿ったものとなっているか			
② 民間事業者が行う対象業務が具体的に特定されているとともに、簡潔かつ分かりやすく記述されているか(対象業務に関連して、実施府省等の沿革や活動内容等が冗長に記述されていないか)			1. (1). ①②
③ 実施方法やスケジュールについて、民間事業者の裁量の余地を残さない詳細な仕様を指定したり、制限を設けたりしていないか		第2の2(2)ア③	1. (1). ③
④ 対象公共サービス実施中に、委託元である国等から民間事業者に個別に指示を下したり、事前承認を求めたりする規定を設けていないか			1. (1). ④
⑤ 民間事業者による事業の実施状況が悪い場合に、国の行政機関等が的確に指示・指導が行える、又は、情報交換等の手続がとれるようになっているか(別途、適切な箇所に記載することも可)			1. (1). ⑤
⑥ 民間事業者が契約の終了時に行う引継の方法(国の行政機関等から提供される情報と民間事業者のノウハウの整理を行うこと、設備・備品等の取扱い(原状回復するか否か)、引継期間等)について明記されているか			1. (1). ⑥
(2) 確保されるべき対象公共サービスの質			
① 国の行政機関等がモニタリングする民間事業者による対象公共サービスの達成水準が具体的に記述されているか			1. (2). ①
② 達成目標が客観的・定量的な指標により表されているか(定量化できない事項を達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について、わかりやすく記述されているか)		第2の2(2)ア②	1. (2). ①
③ 達成目標の設定に当たっての基本的な考え方が明記されているか			1. (2). ②. イ
④ 達成目標が民間事業者に付与される権限や責任範囲と合致しているか			1. (2). ②. ロ
⑤ 達成水準のモニタリング方法は、国の行政機関等が従来から採用している「事業評価等の指標」、「アンケート調査」、「民間事業者及び国の行政機関等の意見」を用いてコストが過大とならないよう工夫がなされているか			1. (2). ③
⑥ アンケート調査により利用者の満足度等を計測する場合、質問事項、回収方法、目標回収率についての設定は、達成水準を評価できるアンケートの内容になっているか。他の類似事業のアンケートと比べて適当な水準となっているか			1. (2). ③
(3) 委託費の支払			
① 委託費の支払方式、支払の時期等が明記されているか			1. (3). ①

項 目	○×	基本方針	指針
② 委託費の支払時期について、民間事業者が委託費を受け取れない期間が長く、過大な運転資金の負担を課すものとなっていないか			1. (3). ①. 口
③ サービスの質が確保されていない場合、委託費の支払を一時保留することができるなどの対応が明記されているか			1. (3). ①. ハ
④ 支払方法について、会計面、法律面の審査を十分に行っているか(これまでの民間委託での実績は、民間事業者に何ら問題は発生していないので、委託費の支払を一時保留する規定を置く必要はない等、法律面の基礎知識を十分に踏まえない対応となっていないか)			
⑤ 委託費のほかに民間事業者に収入が発生する場合、その内容が明記されているか			1. (3). ①. ニ
⑥ 民間事業者の責めに帰すことができない事由により、事業内容や業務量などが変動した場合の取扱いの基準や手続が明記されているか(官民間のリスク分担は、コスト面を含め整理されているか)			1. (3). ②
⑦ 委託費の増減額措置(インセンティブ、ディスインセンティブ)を設けている場合、増減額を開始する達成水準、増減の金額や割合及び増減額の対象となる委託費の範囲は、明確なものとなっているか また、適切な予算措置等の財源確保の検討を行っているか			1. (3). ③
⑧ 委託費の増減額措置(インセンティブ、ディスインセンティブ)を設けている場合、民間事業者に十分意欲を与える内容となっているか			1. (3). ③
⑨ 委託費の減額措置(ディスインセンティブ)を設ける場合、損害賠償とは異なる措置であることが明らかとなるよう規定されているか			
2. 実施期間について (法第9条第2項第2号, 第14条第2項第2号)			
(1) 実施期間の設定は適切か(組織改編や制度改正等の予定はないか)			2
(2) 基本方針(別表)との整合がとれているか			
3. 入札参加資格について (法第9条第2項第3号及び第3項, 第14条第2項第2号及び第3項)			
(1) 欠格事由			
① 法10条(第11項を除く)の欠格事由が記載されているか			3
② 必要な場合に法令の特例として規定される入札参加資格(法10条第11号)が記載されているか			3
(2) 追加された入札参加資格			
① 実施要項により、新たに追加された入札参加資格がある場合、その設定は必要最小限のものとなっているか			3. (2)
② 競争入札参加資格(全省庁統一資格等)の格付けの制限(A, B, C等)は妥当なものとなっているか			3. (3). ②
③ 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合は、前回の入札の実施状況を踏まえた入札参加資格の見直しの検討を行っているか			3. (3). ③
④ 共同事業体による入札参加を認める場合において、その際の入札参加資格の要件が明記されているか			3. (3). ④
⑤ 実施要項の作成作業に、コンサルタントや外部有識者等を活用する場合、その関係者等でないことを入札参加資格としているか			3. (4)
4. 入札参加者の募集について (法第9条第2項第4号, 第14条第2項第4号)			
(1) 入札手続(スケジュール)			

項 目	○×	基本方針	指針
① 入札公告から事業開始までのスケジュールは十分に余裕をもったものとなっているか			
② 入札書類作成のための期間が十分確保されているか			4. (1). ①
③ 入札書類提出の前に、質問期間が設けられているか			4. (1). ②
④ できる限り従来の仕様書やマニュアル等の情報も開示することとされているか			4. (1). ④
⑤ 現場説明会の開催などが考慮されているか			4. (1). ⑤
⑥ 事業開始までのスケジュールに民間事業者への事業の引継期間が十分設けられているか		第2の2(3)ア(ア)	4. (1). ⑥
(2)入札書類			
① 入札参加資格の審査のための提出書類に過不足はないか		第2の2(2)イ(ア)	4. (2). ①
② 共同事業体による入札参加を認める場合、協定書など関連書類の作成提出を求めているか			4. (2). ②
③ 入札金額を算定するための業務の内容範囲が明示されているか			4. (2). ③
④ 企画書の記載内容について、どのようなものを求めているかなど分かりやすい説明となっているか(必要に応じ、企画書の様式が示されているか)			4. (2). ④
5. 落札者決定のための評価基準等について (法第9条第2項第5号, 第14条第2項第5号)			
(1)評価項目の設定			
① サービスの質として設定した事項と関連する評価項目や評価基準となっているか(「評価表」が添付されているか)			5. (1). ①
② 必須項目を設定する場合は、必要最小限のものとなっているか			5. (1). ③. イ
③ 同一又は類似の分野における実績及び官公署との契約実績を過度に評価するものとなっていないか			5. (1). ③. ロ
④ 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合、実施状況を踏まえた見直しの検討を行っているか			5
(2)評価方法			
① 評価方法(採点方法、採点基準等)が明確かつ具体的なものとなっているか			5. (2). ①
② 評価項目の基礎点と加算点の割合は、類似の対象公共サービスの事例等と対比して妥当なものとなっているか			5. (2). ①
③ 加算方式の場合、質と価格の配点割合は、類似の対象公共サービスの事例等と対比して妥当なものとなっているか			5. (2). ①
④ 評価項目ごとの配点のバランスは、必要性、重要性に応じて適切なものとなっているか			5. (2). ①
⑤ 官民間の入札価格の調整は、指針に沿った調整方法となっているか(官民競争入札の場合のみ)			5. (2). ③
⑥ 総合評価の方式について、財務省との協議は済んでいるか(国の事業のみ)			
(3)その他			
① 落札者の決定後、落札者の決定理由等を公表することを定めているか		第2の2(2)イ(イ)	5. (3)
② 初回の入札で落札者等が決定しなかったときの取扱いなど、落札者が決定しなかったときの取扱いが記載されているか		第2の2(2)イ(ウ)	5. (4)
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)			
(1) 入札実施と入札参加を担当する職員が各々特定されているか			6. (1). ①

項 目	○×	基本方針	指針
(2) 実施要項の決定以降、上記職員に職務命令を発する旨の記載があるか			6. (1). ②
(3) 遮断する情報の内容及びそのための措置が記載されているか			6. (1). ③
(4) 情報交換が行われた場合の措置の記載があるか			6. (2)
7. 情報開示について (法第9条第2項第7号及び第4項, 第14条第2項第6号及び第4項)			
(1) 従来の実施に要した経費			
① 費目毎の算定方法は、指針に基づいて示されているか			情報開示指針
② 複数年の情報が提供されているか			〃
③ 経費の変動について、その要因(業務量の変動等)が注記されているか。			〃
④ 業務の全部又は一部を外部委託により実施していた場合、委託金額の内訳(複数年)を注記しているか。また、内訳の変動について、その要因等が注記されているか。			〃
(2) 従来の実施に要した人員			
① 人員の算定方法は、指針に基づいて示されているか			〃
② 複数年の情報が提供されているか			〃
③ 人員の変動について、その要因(業務量の変動等)が注記されているか。			〃
④ 業務従事者に求められる知識経験等が記載されているか			〃
⑤ 繁閑の状況及び繁閑により生ずる対応等について注記されているか			〃
⑥ 業務の全部又は一部を外部委託により実施していた場合、外部委託先の業務従事者数(複数年)を注記しているか。また、内訳の変動について、その要因等が注記されているか。			〃
(3) 従来の実施に要した施設及び設備			
① 業務遂行に際して民間事業者が使用できる施設設備、物品及びその数量、管理維持の経費の従来の実績が記載されているか			〃
② 業務遂行に際して民間事業者が使用できる施設設備が無償又は有償かが注記されているか			〃
③ 国有財産(設備備品等を含む)及び民間事業者の設備・備品等(民間事業者が持ち込んだ場合に限る)の維持管理の経費の分担方法及び従来の実績が明記されているか			〃
(4) 従来の実施における目標の達成の程度			
① 確保すべきサービスの質との関係が整理されているか			〃
② 複数年の情報が提供されているか			〃
③ 数値の変動について、その要因(業務量の変動等)が注記されているか。			〃
(5) 従来の実施方法			
① 業務フローや業務区分表、業務方法書や仕様書等、従来の実施方法を示すものが提供されているか			〃
② 業務の検査監督部署を明示した組織図が示されているか			〃
③ 施設の管理運営業務については、施設配置図や図面等が提供されているか			〃
8. 使用させることができる国有財産について (法第9条第2項第8号, 第14条第2項第7号)			
(1) 使用させることができる国有財産(設備備品等を含む)の具体的範囲が定められているか			8. (1)
(2) 国有財産(設備備品等を含む)の経費負担などの使用条件を定めているか			8. (1). ①

項 目	○×	基本方針	指針
(3) 国有財産である設備のレイアウトの変更、民間事業者による設備や機器の持ち込み等について規定し、それらの場合の条件等(契約期間終了後の原状回復等)を定めているか			8. (1). ②
(4) 民間事業者が、対象公共サービスの実施のため使用することを許された庁舎等の行政財産の一面を用いて、附帯的な収益事業などを行う場合、その手続や使用条件が定められているか			8. (3)
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第9号)			
(1) 民間事業者が、対象公共サービスに従事してきた職員の受入れを希望する場合の対応等についての記載があるか			9
10. 適用される法令の特例について(法第9条第2項第10号, 第14条第2項第8号)			
(1) 適用される法令の特例の内容について、必要に応じその運用も含め、具体的に記述されているか			10
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について(法第9条第2項第11号, 第14条第2項第9号)			
(1) 報告等			
① 定期的な報告の頻度は十分なものか		第2の2(3)ア(イ)	11. (1). ①
② 報告の方法は具体的に定められているか		第2の2(3)ア(イ)	11. (1). ①
③ 報告等を踏まえて、実施状況等に関し、民間事業者と国の行政機関等が行う情報交換協力連携の具体的方法等について定めているか			11. (1). ②
(2) 秘密を適正に取り扱うための措置			
① 講ずべき措置の内容は十分か			11. (2)
(3) 再委託			
① 事業の全部を一括して再委託することの禁止等が記載されているか		第2の2(3)エ	11. (3)
② 一部について再委託を認める場合、あらかじめ企画書において提案させること等の記載はあるか			11. (3)
(4) 契約の変更及び解除			
① 契約を変更する場合の要件や手続について記載されているか		第2の2(3)ア(イ)	11. (4)
② 契約解除については、解除要件のほか、違約金や損害賠償等について明記されているか			11. (4)
③ 解除要件の設定及びその内容は適切なものとなっているか(弁護士等の専門家と相談しているか)			
12. 損害賠償について(法第9条第2項第12号, 第14条第2項第10号)			
(1) 国が第三者に対して賠償を行った場合の民間事業者に対する求償についての記載があるか			12. (1). ①
(2) 民間事業者が第三者に対して賠償を行った場合の国に対する求償についての記載があるか			12. (1). ②

項 目	○×	基本方針	指針
13. 評価について (法第9条第2項第13号, 第14条第2項第10号)			
(1) 内閣府が行う評価の時期に照らして、実施状況の調査の開始時期は遅すぎないか			13. (1). ①
(2) 調査項目、調査方法は適切なものとなっているか			13. (1). ②. イ
(3) 必要に応じ、従来の実施状況や同時期に国等で行っている業務の実施状況とともに分析することについて定めているか			13. (1). ②. ロ
(4) 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合に、既実施の実績の評価の結果を踏まえた見直しを行っているか			13. (2)
14. その他			
(1) 民間事業者の負担			
① 公共サービス改革法に基づく義務等(守秘義務、みなし公務員規定、国の行政機関等の監督規定、法令の特例として定められる規制等)の内容が記載されているか			14. (1)
② 会計検査院の会計検査の対象となり得ることが記載されているか			14. (1)
(2) 評価委員会の活用			
① 実施要項案の作成、落札者決定のための評価、事業の評価において、外部有識者を含む評価委員会を活用する場合は、実施要項中の適切な箇所に評価委員会の権限やメンバー構成が記載されているか			14. (2)